

令和4年度 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会 設置要綱

（目的）

第1条

「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」は、重要な資源である温泉を将来の世代に引き継ぎ、持続的な利用を可能とするための資源保護のあり方を示すものとして、地熱開発の各段階から得られるデータを都道府県が行う温泉法第3条に基づく掘削許可の判断に活かすこと及び温泉法第3条における許可又は不許可の判断基準の考え方を示し、地熱開発のための掘削許可をより円滑かつ公正に進めることを目的としている。

平成24年に策定した本ガイドラインは、これまでも必要な改訂を行ってきたが、前回の点検・改訂から5年が経過することから改めて点検を行うものである。

以上のことから、有識者による「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）最新の知見、関係法令改正等の各種情報を踏まえたガイドラインの改定
- （2）その他目的達成のために必要な事項

（構成）

第3条 検討会は、学識経験者及び地方公共団体等の関係者から、事務局が委嘱する11名の検討委員をもって構成する。

（運営）

第4条

- （1）検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。
- （2）座長は、委員の互選により選出する。
- （3）座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- （4）座長は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理人として、あらかじめ事務局の了解を得た別の委員を指名することができる。
- （5）検討会は原則として公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。
なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、環境省より委託を受けたパシフィックコンサルタンツ株式会社が務める。

（その他）

第6条 上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、随時検討会の中で協議する。

(附則)

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

令和4年度 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会
委員名簿

（敬称略・50音順）

あさぬま ひろし 浅沼 宏	国立研究開発法人産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所 再生可能エネルギー研究センター 副研究センター長
いたでら かずひろ 板寺 一洋	神奈川県温泉地学研究所 所長
こうけつ ひさし 交告 尚史	法政大学大学院 法務研究科 教授
さとう よしやす 佐藤 好億	一般社団法人日本温泉協会 副会長
しもむら あきお 下村 彰男	國學院大學 観光まちづくり学部 観光まちづくり学科 教授
たきざわ ひでお 滝沢 英夫	公益財団法人中央温泉研究所 研究部長
ながなわ しげみ 長縄 成実	秋田大学大学院 国際資源学研究科 教授
にしきざわ しげお 錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授
はまだ みほ 浜田 みほ	大分県 生活環境部 自然保護推進室 室長
はまだ ゆうじ 濱田 雄史	九州電力（株） エネルギーサービス事業統括本部 火力発電本部 地熱企画グループ 地熱副部長兼地熱企画グループ長
やすかわ かすみ 安川 香澄	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 特命参与

令和4年度 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会
スケジュール案

実施時期	実施内容
7月27日 15:00	検討会（第1回）
9月16日 10:00	検討会（第2回）
10月28日 13:00	検討会（第3回）
11月下旬～12月中旬	ガイドライン改定案に係るパブリックコメント実施
1月24日 10:00	検討会（第4回）
1月31日 10:00	温泉小委員会
2月～3月	ガイドライン改訂、都道府県へ通知